

お知らせ



今月の納税など

▼休日納税相談
日時 4月25日(日)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
場所 納税課
問合せ 納税課 内線155

三菱UFJ銀行窓口での納付の取り扱い

幸手市に納める市税などは、4月1日から、三菱UFJ銀行本・支店の窓口で、納付書による納付がでなくなりました。※口座振替による納付は、継続されます。問合せ 会計課 内線113

市役所休日開庁

開庁日 4月25日(日)
毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。
開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課(詳細は、各担当課へ)

各種計画の策定

市ホームページにて閲覧できます。
▼高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
問合せ 介護福祉課☎(42)8444
▼第2次地域福祉計画
▼第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
問合せ 社会福祉課☎(42)8435

固定資産税資料の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産課税台帳(名寄帳)を、つぎの期間、無料で縦覧・閲覧ができます。
期間 4月1日(木)から5月31日(月)までの午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜・祝日を除く。
※固定資産課税台帳(名寄帳)は、1年を通じて閲覧できますが、期間外に閲覧する場合は手数料がかかります。
場所 税務課
対象 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧／固定資産税の納税者とその同居の親族、または納税管理人
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧／固定資産税の納税義務者とその同居の親族、または納税管理人、借地借家人持ち物 運転免許証など本人確認ができるもの、借地借家人は賃貸借契約書
※対象以外の人は委任状が必要です。
問合せ 税務課 内線137

上下水道料金納入のため
夜間窓口開庁

開庁日 4月26日(月)、27日(火)
毎日夜間(午後8時まで)上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁します。
問合せ 水道管理課☎(48)0050

上下水道料金の徴収委託

令和5年3月31日まで、検針および料金徴収事務を(株)日本ウォーターテックスに委託しています。また、料金の支払いは、口座振替と納入通知書による方法があります。※Pay Bでの支払いも可能です。
▼水道管理課からお願い

水道水が供給されている建物の解体や敷地整地の際、水道メーターが支障となる場合には、事前に水道管理課へ連絡をお願いします。設置された水道メーターを破損・紛失した際は、補償していただく場合がありますので、ご注意ください。
問合せ 水道管理課☎(48)0050

保養施設宿泊費の助成

対象 保養施設に宿泊する日につきの要件のいずれかに該当し、助成券交付時点で保険料(料)の未納がない人
・国民健康保険被保険者
・後期高齢者医療被保険者
助成額(1人・1泊あたり)
大人(12歳以上)／2000円
小人(3歳以上12歳未満)／1000円
※同一年度内2泊まで。年度途中に後期

就学援助の申請受付

小・中学生がいる家庭で、学用品費や給食費などの支払いが困難な家庭に、費用の一部を援助します。
対象

・世帯の前年所得の合計が、市の定める基準額以下の家庭
・生活保護が停止・廃止された家庭
・市民税が非課税・減免された家庭
・児童扶養手当の支給を受けている家庭
申請期限 4月30日(金)まで
※期限後の申請の場合、申請月の翌月分からの支給になり、一部援助できないものもあります。

申請 申請書(各学校で配布)に必要事項を記入、押印(スタンプ式不可)の上、学校教育課または各学校へ提出
添付書類 賃貸住宅在住の場合、契約書や家賃通知書などの写し
※毎年度申請が必要です。認定審査には、市民税の申告内容を参考にしますので、必ず申告をしてください。
※3月に新小学1年生を対象とした就学援助費の支給を受けた家庭も、改めて申請をしてください。

問合せ 学校教育課 内線634
経済センサス活動調査にご協力を

6月1日現在で、全国のすべての事業所・企業を対象に令和3年経済センサス活動調査を実施します。
この調査は、従業者数などの基本的な

高齢者医療被保険者になった人で、同
年度内に国民健康保険制度の同助成
を受けた人は、通算で2泊まで。

申込み ①保養施設に予約 ②保険年金課に申込み後、助成券を交付 ③宿泊時に助成券を保養施設に提出
※宿泊日の10日前(土曜・日曜・祝日を除く)までに申込みを。
※保養施設一覧は保険年金課窓口、またはホームページから取得。
問合せ 保険年金課 内線4404

社会福祉課からのお知らせ

▼特別障害者手当・障害児福祉手当
重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を要する人を対象とし、障害者手帳の所持で支給されるものではなく、所得や医師の診断書に基づき支給判定しています。詳細は、お問い合わせください。
・特別障害者手当／月2万7350円
・障害児福祉手当／月1万4880円
・経過的福祉手当／月1万4880円
▼令和3年度福祉タクシー利用券の交付受付 4月1日(木)から窓口にて

対象 市内に住所を有し、在宅でつぎのいずれかの手帳の交付を受けている人
・身体障害者手帳1・2級、3級(下肢障害)
・療育手帳(A・A・B
・精神障害者保健福祉手帳1・2級
持ち物 障害者手帳
※重度心身障害者自動車等燃料費助成との併用はできません。

項目のほか、売上高や費用などの経理項目を調査し、結果は、各種行政施策をはじめ、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。
調査票は5月末日までにお届けします
ので、調査へのご理解・ご協力をお願いします。なお、調査員が事業所を訪問して行う「調査員による調査」対象の事業所には、4月下旬に協力依頼のがきを郵送します。

▼「かたり調査」にご注意を
調査員は必ず調査員証を身に付けておりますのでご確認ください。不審に思った際は、速やかに市にお知らせください。
問合せ 庶務課 内線236

不動産無料相談室

日時 4月6日(火)、5月11日(火)午後1時～4時

※令和2年度福祉タクシー券は、令和3年4月1日(木)以降ご利用できません。
▼子育てサロン陽だまり
毎月第2金曜日に開催している子育てサロン(陽だまり)は、12月までお休みします。
▼埼玉県北地区障害者地域生活支援拠点
◎幸手・蓮田・白岡・杉戸・宮代の3市2町で共同設置
障がいのある人の高齢化、重度化など「親亡き後」の生活の安心も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築しました。

コーディネーターを配置し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を図っていきます。
場所 はびすしらおか(白岡市千駄野445)
問合せ 社会福祉課☎(42)8435・FAX(43)5600
市民農園利用者募集
貸付期間 5月1日(土)～令和4年3月31日(木)
場所 大字幸手2814・1
募集区画 15区画(30㎡/区画)
使用料 1区画7000円/年
※年度途中からの利用の場合は、月割計算した金額となります。
申込み 4月16日(金)までに電話またはFAXにて
※申込み多数の場合は抽選になります。
問合せ 農業振興課 内線535・FAX(43)1123

場所 市役所第二庁舎1階第5会議室
内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど
※事前に「予約」をお願いします。
予約・問合せ (公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部☎(31)1157

建築無料相談会

日時 4月6日(火)、5月11日(火)午後1時～4時
場所 市役所第二庁舎1階第5会議室
内容 建築物の新築・増築・リフォーム・耐震・ブロック塀の相談
※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。
問合せ 建設埼玉埼玉葛地区本部☎(34)3335、埼玉土建久喜幸手支部☎(59)3812、(一社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手部会☎(48)0875

ポイ捨て、絶対ダメ!

▼そのポイ捨て、不法投棄です
不法投棄と聞くと、空き地や空き家などに冷蔵庫やテレビを捨てていくようなイメージですが、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てであっても不法投棄であることに変わりありません。

▼ポイ捨てが及ぼす悪影響
①ごみの有害物質が、水質汚染や土壌汚染の原因に!
②悪臭を放ち、生活環境が悪化!
③たばこの場合、火災につながる!
④景観が損なわれ、さらなるポイ捨てを助長!
※捨てた人がわからない場合は、土地管理者などの責任で処分しなければなりません。草刈りをこまめに実施したり、柵・防犯灯・防止看板を設置するなどのポイ捨て対策が必要です。
問合せ 環境課☎(48)0331